産)を所有している人に課資産(土地・家屋・償却資

といいます。)

現在に固定

·白(これを「賦課期日」 固定資産税は、毎年1月

の調査は、平成27年度の固に調査を行っています。こ

るためのものです。屋内の

定資産税の評価額を算定す

力をお願いします。 調査も行いますので、

調査にあたる職員は、

古

税のお知らせ 資産(機械、パソコン、陳却資産とは事業の用にする

市税は納期内に 今月は個人市民税・府民

で、その減価償却額または

価償却費が法人税法また

していますので、提示を求定資産評価補助員証を携帯

a

〇介護保険料と国民健康保

列ケース、医療器具など)

替(自動振込)を利用の人 の納期です。10月31日金ま 税(普通徴収分)第3期分 は預金残高を確認して下さ して下さい。また、口座振 ンビニエンスストアで納付 近くの金融機関やコ

納税課 (☎699

都市計画税、 月から新たにキャッシュカ ができます ができます 通徴収分)、 |座振替手続きとして、10||市計画税、軽自動車税の ドによる口座振替受付サ 個人市民税・府民税(普 固定資産税・

い金融機関のキャッシュカ課窓口で専用端末機に取扱ービスを開始します。納税 ります。 など)は、家屋と一体であ ら除かれます。家屋の所有 となるものは、 者以外の人(テナントな 税・軽自動車税の課税対象 なりません。また、自動車 は原則として申告対象には 価額10万円未満の償却資産 など)が納税義務者とない、取り付けた人(テナン 付けた附帯設備など(電 ても償却資産とみなさ がその事業のために取 が納税義務者とな 申告対象か

問合先 ては、問合せ下さい。する控除内容の変更につい 課稅課市民稅係

要な経費に算入されるもの をいいます。ただし、取得 得の計算上、損金または必 は所得税法の規定による所 めて下さい。 6992 • 1474) の提供出 公養親族等申告書」「公的年金等の 課税課家屋係

の内容を確認し、正しく記 所得税の課税対象となる人 個人市民税・府民税)の支 郵送しています。扶養状況 を対象に、毎年10月末ごろ 払いに対する控除内容とな は平成27年分(平成28年度 人のうえ返送して下さい。 は公的年金などの支払額が 金機構、共済年金など) なお、今回提出する書類 各公的年金等支払者 「扶養親族等申告書」を それ以前の支払いに対

特別徴収の開始

収した4・6・8月の保険 の保険料の年金額から仮徴

ります。 年10月から保険料を受給年 金から納める特別徴収にな て該当する世帯は、平成26 、新たに次の要件にすべ 平成20年7月1日時点 平成26年7月1日

料を差し引いた残りの保険 料額を、10・12・2月の3

問合先 回に分けて特別徴収しま (**5**6992 · 1625) 保険課保険料係

効です。 問合先 保険課給付係 6992 • 1545) 送します。不在通知が入っ 簡易書留郵便で各家庭に郵 を10月6月~31日金までに 台や記載内容に変更がある なお、新しい保険証が10に連絡して下さい。 ていた場合は、必ず郵便局 31日金までに届かない場 新保険証(桃色) 保険課まで連絡し **A**

-成26年10月31日金まで有 現在使用中の保険証は、 基づき計算した、当該年度その後、前年中の所得に て、特別徴収します。 額と同額を「仮徴収」とし

続き口座振替となります。 額の½を超えない

から特別徴収された保険料 ※平成27年4・6・8月 あっても、10月以降も引きは、特別徴収の対象世帯で は、平成27年2月の年金額 口座振替を選択した世帯 ※保険料の滞納がない世帯 険料の合算額が年金受給 平成26年7月末までに

-11月1日(土)から

以上75歳未満 受給している (擬制世帯

定通知書で通知していま年度国民健康保険料賦課決は、6月に送付した平成26)年額18万円以上の年金を)国保加入者がすべて65歳

平成26年度税制改正について

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。主な内容は次のとおりです。

軽自動車税の税率改正

○平成27年度から原動機付自転車、2輪の軽自動車・小型自動車、小型特殊自動車の税率 が下表のとおり引き上げられます。

7 1 A 3 C 10 3 1 C A 3 3 1					
区 分		税率(年額)			
		平成26年度まで	平成27年度以後		
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円		
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円		
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円		
	ミニカー 20cc超50cc以下	2,500円	3,700円		
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円		
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円		
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円		
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円		

○3輪以上の軽自動車などについては、平成27年4月1日以後に新規登録する車両(初めて 車両番号の指定を受ける車両)から下表の新税率が適用されます。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から18年を提過した車両(電気軽自動車などを降く)は平成99年度から、下書の双矢乗割の投資と次年でよった。

家へ)は十成20千度から、「 な り整千里珠り枕拳が週用されます。				
	税率(年額)			
区分	平成27年3月31日まで	平成27年4月1日以後	経年重課	
	に新規登録した車両	に新規登録した車両	(登録後13年超)	
3輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円	
4輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
4輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
4輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
4輪貨物自家田	4.000⊞	5.000⊞	6.000⊞	

2. 法人市民税の法人税割税率改正

○平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が引き下 げられます。

事業年度	法人税割の税率
平成26年9月30日までに開始した事業年度	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	12.1%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は

前事業年度の法人税割額× 前事業年度の月数 となります。

○廃車手続きは平成27年3月31日火までに

軽自動車税は毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、1年分の税が課さ れます。4月2日以後に廃車や名義を変更しても、その年度分の税金を全額納めることにな ります。

廃車手続きが終わってない人や、自宅に処分する予定の原動機付自転車などがある人は、平成27年3月31日似までに手続きをお願いします。なお、125cc超の二輪車は大阪運輸 支局、軽自動車は軽自動車検査協会での手続きとなります。

市税の夜間・休日納付相談

固定資産税・都市計画税ご存知ですか

~償却資産~

問合先

(6000)

機関がありますので、

/は問合せ下さい

をぜひ利用して下さい。

、対応していない金融が利用して下さい。た

坐振替の申 し込み手続きが すると、その場で簡単に口

ドを通し暗証番号を入力

6992 • 1474)

課税課土地係

冢屋調査を実施中

元了します。納め忘れもな

一壊しのあった家屋を対象市では、新・増改築や取

(**2**6992·1456)

、安心で便利な口座振替

 $2 \cdot 1851$

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業 などで市税を納付できない人は利用して下さい。

10月23日(木)19:30まで

休 日 10月26日(日) $10:00 \sim 15:00$

納税課(市役所1号別館2階、 ところ $26992 - 1851 \sim 1854$

※来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関

側)を利用して下さい。 ※納付相談などに車で来庁した人を対象 相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休 日出入口前(正面玄関側)に設置してい ますが、駐車台数に限りがありますの で、ご協力をお願いします。

国民健康

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用し て下さい。

間 夜 10月20(月)・21(火)・23(木) •24日(金)

いずれも19:30まで

休 10月26日(日) $10:00 \sim 15:00$

保険収納課、保険課(市役所本館 1階、☎6992-1538、1532、1545)

※来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄

関側)を利用して下さい。 ※納付相談などに車で来庁した人を対象 に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休 日受付出入口(正面玄関側)の前に設置 していますが、駐車台数に限りがありま すので、ご協力をお願いします。

例 会 計 別 区 分 額(円) 月出 22,058,716,974 収 入 額 支 出 額 17,125,349,675 納 般会計 収 支 差 引 額 4,933,367,299 検査 (繰替え)国民健康保険事業会計へ $\triangle 1,500,000,000$ 差 3,433,367,299 弓[残 額 1,144,699,185 収 入 額

特 別 会 計 支 公共下水道 出 額 652,702,220 収 支 差 引 額 491,996,965 収 入 額 4,665,305,553 支 出 額 5,556,026,649 特別会計 民健康 収 差 \triangle 890,721,096 支 引 額 険 事 業 (繰替え)一般会計より 1,500,000,000 引 残 額 609,278,904 収 入 額 386,298,864 特別会計 249,744,610 支 出 後期高齢者 額 医療事業 収 支 差 引 額 136,554,254 収 益 の 部 入 865,619,053 収 至 出 754,896,912 収支差引額 110,722,141 水道事業 会 計 本 の 部 収 入 0

収支差引額

支

出

(**5**6992· 額 は 津

左表のとおり

139,135,375

 \triangle 139,135,375